

学生への指定科目の履修指導等について

建築士試験の受験を希望する学生が、建築士法における指定科目制度等の理解不足により、必要となる指定科目の単位を取得しないで卒業することがないように、定期的な指定科目の履修指導を実施いただき建築士法の指定科目制度の周知等に万全を期していただくようお願い申し上げます。

<建築士法抜粋>

(一級建築士試験の受験資格)

第十四条 一級建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 二級建築士
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格)

第十五条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 都道府県知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
- 三 建築実務の経験を七年以上有する者